

子どもの貧困対策の強化を求める意見書

厚生労働省の調査では、生活の苦しい家庭で育つ17歳以下の子どもの割合は昭和60年の10.9%から徐々に増え、平成26年には16.3%、6人に1人の割合となっており、ひとり親世帯にあっては54.6%、2人に1人以上である。近年の不況も影響し、割合はさらに高まっていると想像に難くない。

文部科学省の中央教育審議会によると、憲法第26条に規定されている義務教育の無償とは、必要な経費を保護者から徴収せず、その経費は国または地方自治体が負担すべきとある。

子どもの貧困対策の推進に関する法律では、国には子どもの貧困対策を実施する義務があると明記している。全ての子どもが将来に希望を持ち、平等に教育の機会が保障されるよう、法の実行性をどのように確保していくかが重要となる。

今後、行政のほか学校や地域は、子どもが貧困による不利益をできる限り被ることのないよう、これまで以上に貧困の予防、早期発見、対策を講ずべき対象者を常に的確に把握できる体制の構築に努め、周囲から孤立している子どもや学力低下に陥っている子どもを発見し、学資援助や就学援助、児童扶養手当の拡充、返済不要の給付型奨学金の導入、新たな国庫補助の創設など公的教育支援を強化していくべきである。

また、貧困対策を講じることによって、子ども達が新たな差別を受けることのないよう十分配慮しなければならない。

よって、本市議会は、国に対し、実態に基づいた実効ある子どもの貧困対策を強化するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成27年 9月29日

大分県中津市議会